

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)

ページ

規則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十一号

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築士法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の規定による」に、「訂正し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する」を「訂正する」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

(免許証の書換え交付)

第四条の二 法第五条第三項の規定による免許証の書換え交付の申請(前条第一項の規定による届出をする場合において、免許証又は免許証明書に記載された事項に変更があつたときに行うものを含む。)をしようとする者は、免許証用写真を貼付した別記第三号様式による免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

第九条の十四中「第一条第一項及び」を削り、「第一条第一項中「知事」とあるのは「指定登録機関(第九条の三に規定する指定登録機関をいう。以下同じ。)(「と」を「第一条第一項中」に改め、「第一号様式」とあるのは「指定登録機関」の下に「第九条の

三に規定する指定登録機関をいう。以下同じ。」を加え、「同条第二項中「免許証用写真」とあるのは「免許証用書用写真」と、「」を「第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証用書用書換え交付」と、「免許証用写真」とあるのは「免許証用書用写真」と、「」に、「第三項中「免許証」を「第二項中「免許証」に改める。

第二十五条第一項中「第二十三条の五第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十七条第二号中「第二十三条の五第一項」の下に「及び第二項」を加える。

別記第三号様式中「第4条関係」を「第4条、第4条の2関係」に、「第4条第二項」を「第4条の2第2項」に改める。

別記第八号様式を次のように改める。

第 8 号様式 (第25条関係)

一級
二級 建築士事務所登録事項変更届
木造

一級
二級 建築士事務所の登録事項を変更しましたので、建築士法第23条の5第1項の規定により届け出ます。
木造

建築士事務所名称 _____

年 月 日 開設者住所 _____

氏名又は名称 _____ (印)

岐阜県知事 様

電話番号 () _____

登録年月日及び 登録番号		年 月 日	岐阜県知事登録 第 号	
区 分		変 更 前	変 更 後	変更年月日
建築士事務所	ふりがな 名 称			・ ・
	所 在 地	電話番号	電話番号	・ ・
開 設 者	氏 名 (法 人 名 称)			・ ・
	住 所 (事 務 所 所 在 地)			・ ・
	役員氏名・役名 性別・生年月日			・ ・
管 理 建 築 士	ふりがな 氏 名			
	一級、二級、 木 造 の 別	(一級 二級 木造) 建築士	(一級 二級 木造) 建築士	・ ・
	登 録 番 号	(大 臣 登 録) (都 道 府 県 登 録) 第 号	(大 臣 登 録) (都 道 府 県 登 録) 第 号	
所 属 建 築 士	ふりがな 氏 名			
	一級、二級、 木 造 の 別	(一級 二級 木造) 建築士	(一級 二級 木造) 建築士	・ ・
	登 録 番 号	(大 臣 登 録) (都 道 府 県 登 録) 第 号	(大 臣 登 録) (都 道 府 県 登 録) 第 号	
	構造設計一級建築士又 は設備設計一級建築士 である場合はその旨			・ ・
	構造設計一級建築士又 は設備設計一級建築士 証の交付番号			・ ・

全ての役員又は所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「別紙 有」の の中にしを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添付してください。

備考 別紙 有 別紙 無

附 則
この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

平成二十七年六月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社